潟上市まちづくり団体活動助成金

令和７年度募集要項

●申請期間●

令和７年4月1日(火)から

令和７年12月２６日(金)まで

**○助成対象団体**

　次の要件を全て満たす団体が助成金の交付対象となります。

　①潟上市内を中心に活動する団体

　②構成員が5人以上いる団体

　③定款、規約又は会則を有し、継続的に活動が行われ、又は行われることが見込まれる団体

　④市民生活の向上・改善に結びつき、社会に貢献する活動を行っている団体

　⑤社会一般に活動内容が開かれている団体

　⑥助成金の申請年度において、市から他の補助金等を受けていない団体

**○対象事業**

潟上市内で行われる街づくりに関する調査・研究・情報発信の活動、地域福祉や環境問題など地域課題の解決を目的とする活動、地域文化の継承や振興に寄与する及びその他潟上市のまちづくりの進展に寄与する活動が対象事業となります。

　ただし、次に該当するものは対象となりません。

　①営利を目的とする活動

　②政治思想又は宗教を主たる目的とする活動

　③特定の事業の反対活動を目的とする活動

**○助成額・対象経費**

【助成額】対象経費の３分の２以内　上限額10万円

【対象経費】事業に対する以下の経費が対象となります。

　①報償費関係　　　 団体の外部から招く講師または指導者に対する謝金、報酬等

　②旅費関係　　　　 外部講師等の交通費及び宿泊費等

　③需用費関係　　　 図書購入費、事務用品購入費、印刷製本費等

　④役務費関係　　　 郵便料、通信料、保険料等

　⑤委託料関係　　　 会場設営等委託料

　⑥使用料関係、　　 会場使用料、機器等の使用料等

（車両、備品、事務所の賃貸料を除く。）

　⑦備品購入費関係　 事業の実施に必要な備品の購入費（パソコンやプリンターなど事業に直接関係ないものを除く。）この場合において、備品とは、潟上市財産規則(平成17年潟上市規則第54号)により備品に分類されるものをいう。

**○申請期間**

申請期間は4月1日(火)から12月2６日(金)ですが、予算の範囲内での選考となるため、期間途中で応募を締め切る場合があります。**申請の際は必ず企画政策課までご相談ください。**

**※選考期間中は申請の受付を行いません。選考が終了し、予算残額がある場合、受付を再開します。申請受付の停止、再開についてはその都度市ホームページで告知します。**

**○助成金の申請に必要なもの**

①交付申請書

②団体の概要書

③団体の定款、規約又は会則

④事業実施計画書

⑤事業に関する収支予算書

⑥団体の構成員名簿

※交付申請書は市ホームページからダウンロードできます。②～⑥の書類は任意様式となっております。

**○申請から事業報告までの流れ**

　①事業申請　※申請の際は受け付けているかどうか企画政策課へご確認ください。

　②書類確認

　③選考会

　④交付決定

　⑤事業実施

　⑥事業報告(事業完了後)

**○選考方法**

選考は、部長及び部長相当職にある職員で選考します。

【審査項目】

　配点各5点、20点満点

①公益性：まちづくりに寄与するもので、他の地域にも波及効果を期待できるものであるか

②独創性・先駆性：企画が斬新で新鮮であり、新しい視点からのまちづくりの提案が見られること

③実現性：計画及び予算に具体性、実現性が有り、事業を行うにあたり団体が適正な規模、自己負担能力を有しているか

④継続性・発展性：今後様々な活動に広がる可能性、活動を発展させようとする意欲や工夫があるか

【選考基準】

　各審査項目において審査基準を満たしているのか審査を行い、平均点が12点を超える場合は交付対象事業となります。

●平均点が**16点以上**の場合

**対象経費の3分の２以内で最大10万円の助成金を交付します。**

●平均点が**12点以上16点未満**の場合

**対象経費の３分の２以内で最大5万円の助成金を交付します。**

**○助成金交付事業に係る報告について**

事業完了後は、まちづくり活動の実績を示す書類や写真、会計書類などを添付した実績報告書を提出していただきます。

【お申込み・問合せ】

潟上市総務部企画政策課

ＴＥＬ：018-853-5302　ＦＡＸ：018-853-5211

e-mail：kikaku@city.katagami.lg.jp